

## 公益社団法人福島青年会議所会員資格規程 細則

### (仮入会)

第1条 理事会承認により仮入会を認める（公益社団法人福島青年会議所会員資格規程第9条）。

2 仮入会希望者は下記資料に必要事項を記載、捺印の上で理事会に提出しなくてはならない。

一、仮入会申込書

一、確約書

3 仮入会承認に関する議案は会員拡大を職務とする委員会もしくはそれに準ずる者が上程する。

4 仮入会者の委員会仮配属は理事長一任とする。

5 仮入会の配属決定後、配属委員会の委員長及び副委員長は、速やかに仮入会者に今後の日程等の連絡を行う。

6 やむを得ず仮入会期間を延長する場合は、担当委員会より理事会に上程、審議を諮らなくてはならない。

7 仮入会者の紹介者は、会員資格規程第3条における推薦者としての責任を正式な推薦者が決定するまで負う。

### (入会及び正会員)

第2条 入会を希望する者は、入会を希望する前月の理事会にて入会を承認されなくてはならない。

2 入会希望者は、理事会の認めた例会に出席しなければならない。

3 入会希望者は下記書類に必要事項を記載、捺印の上で理事会に提出しなくてはならない。

一、入会申込書

一、確約書

4 入会希望者は、入会申込書に必要事項を記載、捺印の上で入会を希望する月の前月の正副理事長会議及び財政審査会議迄に提出しなくてはならない。

5 入会希望者は、本入会の承認を求めようとする理事会への出席を要する。ただし、既に理事会への出席をしている者は、これを不要とする。

6 新入会員は、入会から1年以内に、新入会員セミナーを受講しなくてはならない。

7 資格審議委員会は、入会希望者の資格審議を行う。

8 資格審議委員会は、資格審議を行う上で必要となる下記過程に出席しなくてはならない。

一、入会希望者が出席する理事会

一、入会希望者との面談

9 資格審議委員会は、入会希望者についての書類考察及び資格審議を行う。

### (休会)

第3条 正会員の休会の理由が長期療養、出産、育児、介護その他やむを得ない事情による場合にお

いて、所定の届出書を理事会に提出し承認を得たときは、承認を得た次の月より休会することが出来る。なお、特別な理由が無い限り、6月または12月の時点で会員の意向を確認し、休会を延長する場合には6月または12月の理事会にてその承認を得なくてはならない。

- 2 正会員が入院を伴う病気、怪我などのやむを得ない事由により各種会議または行事に出席できない場合は、理事会の承認を得た翌月から短期的に休会することができる。なお、この場合の休会期間は、1単位（6ヶ月）を越えないものとし、休会延長について妨げない。

#### 附則

公益社団法人福島青年会議所理事会にて承認された日より施行される。

令和6年2月20日 改訂（旧第1条第3項、同第4項及び旧第2条第10項を削除。第2条第4項を修正）

#### 〔参考〕

定款第2章第8条～第18条